



若山 加代子 議員

介護保険について

問国会で審議されている医療・介護総合法案は、参考人や陳述人からも撤回を求める意見や強い懸念の声が相次ぎ、210の地方議会からも異議を唱える意見書が採択されている。介護保険制度はどう変わるのか。

答主な制度改正は、(1)要支援認定者に対する介護予防通所介護と介護予防訪問介護を地域支援事業に移行すること。(2)在宅医療と介護の連携推進、認知症の早期における支援などを新たに地域支援事業の包括的支援事業に位置付けること。(3)特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定すること。

制度改正により

介護や保育は
どう変わるのか

(4)低所得者の介護保険料の軽減割合の拡大。
(5)一定の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げることである。

問要支援認定者への予防給付が地域支援事業に移行されても必要なサービスを受け続けられるのか。

答平成29年度までに地域支援事業に移行することになる。既存のサービスに加え、NPOやボランティアなどによる多様なサービスの提供が可能になる。移行後も利用者の自立した生活につながるサービスが提供されるよう、関係者の意見を聞きながらすすめていく。

子ども子育て新制度
について

問新制度の下で保育料
に変更はあるのか。

答保育料は現行水準と同様の負担となるように基準を設定していきたいと考えている。現在、市が実施している保育料の軽減策についても、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、新制度施行後も実施していきたい。

問制度が変わることを市民や保護者にどう周知していくのか。

答国においても平成27年度からの施行に向け施行準備の進捗状況に応じて多様な広報を展開する予定。市でも保育園や幼稚園、留守家庭児童教室など関係事業者に対する説明会の開催や、問い合わせ窓口の設置、広報たかやまやHPによる情報提供など、様々な機会を捉えて周知を図っていく。

議員発議

6月議会定例会において、「地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書」を全員一致で可決しました。意見書の概要は以下のとおりです。

地域経済の更なる発展と雇用の安定を求める意見書

国に対し、力強い成長の実現と足腰の強い日本経済の構築を図るため、地方経済の更なる発展と雇用の安定に向けた総合的な施策を展開するよう以下の3点について求めました。

- 1.今後、実施される経済対策においては、引き続き、「地方の再生なくして、日本の再生なし」の考えのもと、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済の更なる発展に資する施策を国と地方が強力に連携して取り組むこと。
- 2.医療・福祉・健康、環境・エネルギー分野など、成長分野の育成支援の充実を図り、雇用の創出に繋がるとともに、「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」の制度化、また、労働者派遣法の改正など、労働規制の緩和については、慎重に対応し、雇用の安定に十分配慮すること。
- 3.いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じるとともに、過労死防止対策を推進すること。また、若者雇用においては、学校における職業教育や進路指導、職業相談などの就労支援をさらに拡充すること。